

東京都生活文化局
消費生活部長 三木 暁朗 様

一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会

平素は、当会の活動に御理解いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、貴庁より御要望いただいた「安全性確保に向けた取組の一層推進」について、当会の活動状況をご報告すると共に、安全性確保に向けた取組の一層推進をお約束申し上げます。

当会は、まつげエクステンション施術用材（以下、用材と言います）を自社製品として販売する「メーカー」だけを正会員として構成された業界団体です。当会会員は接着剤（以下、グルーと言います）の自主規制に限らず、用材全般を販売する事業者の使命として「用材や施術サービスに関わるトラブルゼロを目指し、業界自主基準の策定と普及啓蒙」に努めております。

この普及啓蒙活動は用材販売事業者に限らず、消費者に施術サービスを提供するサロン事業者の方々、技術者を中心とした協会（業界団体）への賛同要請活動にも努めています。年に1度、当会主催 消費者庁後援の「業界会議」と題した業界団体が一同に集い安全性向上のための会議を開催しております。また、当会の活動にご賛同いただいているサロン事業者様及び業界関係各社においては「当会賛同会員」という名のもと業界自主基準の普及啓蒙活動にご協力いただいております、業界全体に広がり始めております。

下記、当会が定めるグルーに関連する自主基準の一部を記します。

- ・当会会員が販売する自社製品は、当会が定める自主基準を全て遵守すること。
- ・当会が定めるホルムアルデヒド試験に適合すること。
- ・当会が定める皮膚一時刺激性試験に適合すること。
- ・使用者に対し日本語のSDSを随時開示できるようにすること。
- ・容器本体に注意書きが記載できない場合、説明書に記載し添付すること。
- ・説明書を作成し、発売元、成分、使用方法、注意事項の表示を行うこと。
- ・主成分にメチルシアノアクリレートは使用しないこと。
- ・未開封時の使用期限を印字すること。
- ・「施術営業を行う人は、美容師資格が必要」である旨を表示すること。 他

貴庁ご指摘の通り、グルーとつけまつげ用接着剤では成分が異なるため、規制を行うにあたっては成分特性や使用実態に則した試験方法を検討する必要があります。当会では「グルーは、硬化していない状態で水に触れさせ加熱すると、主成分であるシアノアクリレートがホルムアルデヒド等に分解されやすい化学的性質を有している」と考えており、それらを考慮した試験方法を自主基準として定めております。

法規制のない現状、自主基準の試験に適合したグルーの販売と使用を徹底するとともに、必要に応じて自主基準の追加や変更も行い、商品の安全性確保に向けた取組を一層推進する所存です。